

訴 状

2020（令和2）年8月7日

大阪地方裁判所 民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武	幸
同	小	林	正	幸
同	田	上	普	一
同	佐	藤	潤	一
同	鍋	島	典	子

〒760-0072

[Redacted Address]

原 告 濱 中 勇 志

〒830-0022

福岡県久留米市城南町22番9号 法務会館ビル4階C

江上武幸法律事務所（送達場所）

電 話 0942-30-3275

ファクス 0942-30-3276

原告訴訟代理人弁護士 江 上 武 幸

〒830-0031

福岡県久留米市六ツ門町17番地23 橋センタービル2階205号

小林正幸法律事務所

電 話 0942-36-9616

ファクス 0942-36-9617

同訴訟代理人弁護士 小林 正 幸

〒832-0822

福岡県柳川市三橋町下百町42-1 荻島ビル2階

弁護士法人しらぬひ 柳川事務所

電 話 0944-74-5533

ファクス 0944-74-5599

同訴訟代理人弁護士 田 上 普 一

〒840-0825

佐賀県佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル5階

山口・佐藤法律事務所

電 話 0952-37-6644

ファクス 0952-37-6643

同訴訟代理人弁護士 佐 藤 潤 一

〒830-0032

福岡県久留米市東町1番地20 大和ビル2階

久留米第一法律事務所

電 話 0942-38-8050

ファクス 0942-38-0850

同訴訟代理人弁護士 鍋 島 典 子

〒530-8551

大阪府大阪市北区野崎町5-9

被 告 株式会社読売新聞大阪本社

代表者代表取締役 柴 田 岳

不当利得返還・損害賠償請求事件

訴訟物の価格	金 4 1 2 0 万 6 9 6 8 円
貼用印紙額	金 1 4 万 6 0 0 0 円
予納郵券額	金 5 0 0 0 円（電子納付希望）

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金 4 1 2 0 万 6 9 6 8 円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年 3 分の割合による損害金を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第 1 項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第 1 当事者

- 1 原告は、平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 6 月 3 0 日までの 6 年 3 ヶ月
間にわたり、広島県福山市大門町 3 - 2 3 - 1 6 所在の読売新聞販売店「Y
C 大門駅前」（以下「原告販売店」という。）を運営してきた者であり、長年、
被告による「押し紙」の被害を被ってきた者である。
- 2 被告は日刊新聞（読売新聞）の発行を業とする株式会社である。

第 2 「押し紙」について

1 「押し紙」とは

「押し紙」とは、被告を含む新聞発行業者が、新聞販売店に対し、その優
越的地位を利用して、販売店が経営に真に必要なとする部数を超える新聞を供
給する行為（あるいはそのようにして供給された新聞）のことをいう。

販売店が経営に真に必要なとする部数は、実配数に 2 % の適正予備紙を加え
た部数であるから、「押し紙」により仕入れた部数は、購読者がなく配達され

ることなくそのまま廃棄処分されることとなる。

2 独占禁止法による「押し紙」の禁止

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独禁法」という。）第19条を受けて策定された新聞業界における特殊指定（平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号。以下、「平成11年告示」という。）は、以下のとおり定めて「押し紙」を禁止している。

（平成11年告示第3項）

- 3 発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。
- 一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）
 - 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。

すなわち、新聞発行業者が、正当かつ合理的理由なく

- ① 販売業者が注文した部数を超えて供給する行為（「注文部数超過行為」）
 - ② 販売業者からの減紙の申出に応じない行為（「減紙拒否行為」）
 - ③ 販売業者に自己の指示する部数を注文させる行為（「注文部数指示行為」）
- を「押し紙」として禁止している。

なお、上記①の「注文した部数」（「注文部数」）については、「『注文部数』とは、販売業者がその経営上真に必要であるとして、実際に販売している部数にいわゆる予備紙等を加えた部数と解される。」（月刊誌「公正取引」No.587／52頁）。

第3 被告の押し紙行為

1 原告販売店の定数・必要部数・押し紙・押し紙率の推移

平成29年1月から平成30年6月までの1年6ヶ月間の原告販売店の定数・必要部数・押し紙・押し紙率の推移は（別表）「押し紙一覧表」記載の通りである。

定数とは、被告から原告が経営していた販売店（以下、「原告販売店」という。）に供給されていた部数であり、必要部数とは、実配数に2%の適正予備紙を加えた部数である（押し紙は、定数から必要部数を控除した部数となる。）。

2 被告の押し紙行為

原告販売店における必要部数は、上述した（別表）「押し紙一覧表」記載のとおり、1100部～1200部である一方、被告からの供給部数（定数）は全期間を通じて2280部である。すなわち、被告から供給される部数のうち、実に半分（以上）の新聞が、購読者がおらず破棄されるだけの新聞であった。

これらの定数と必要部数との差は、被告が、その優越的地位を利用して、原告販売店が経営に真に必要なとする部数（実配数に2%の適正予備紙を加えた部数＝必要部数）を超える部数を供給していたものであり、「押し紙」である。

また、これらの「押し紙」は、被告が、①原告がその経営上真に必要なとして実際に販売している部数にいわゆる予備紙等を加えた部数（必要部数）を超えて供給する方法（注文部数超過行為）によりなされたものであり、また、②原告が必要部数を超える部数は必要ない旨訴え続けていたにもかかわらず減紙に応じない方法（減紙拒否行為）、あるいは、③2280部という定数を定めて当該部数を仕入れるよう指示する方法（注文部数指示行為）によりなされたものであり、独禁法が禁止する「押し紙」にも該当する。

3 「押し紙」の仕入代金

平成29年1月から平成30年6月までの間に、原告が支払った「押し紙」の仕入れ代金の総額は3746万0880円である。

〈計算式〉

$$2万0304部（押し紙） \times 1845円（単価） = 3746万0880円$$

第4 公序良俗違反による不当利得返還請求（主位的請求原因1）

「押し紙」部数に対応する新聞供給契約部分は、以下の事情を総合的に考慮

すれば公序良俗に反し無効である。

1 独禁法に抵触する違法な取引であること

第3・2で述べたとおり、被告の「押し紙」は独禁法に違反する違法な取引行為である。

2 広告主を欺罔する行為であること

「押し紙」は広告主を欺罔する詐欺を構成し得る行為である。

被告は、広告主に対し、「ABC部数」を公表している。広告主は、「ABC部数」を「購読部数」（購読者の手元に配達される部数）と理解し、それを基準に定まる紙面広告料や、折込み広告料（「ABC部数」を基準に販売店に委託する折込広告料を決定している。）を支払っている。

しかし、実際には「ABC部数」は購読部数ではなく、被告（新聞社）から販売店に対し供給している部数であり、「ABC部数」と購読部数との間には相当の乖離がある（原告販売店においては、実際の購読部数は、「ABC部数」の約半分ということになる。）ため、広告主は、存在しない購読者数を存在するものと誤信して余分な広告料を支払っていることになる。

被告は、「ABC部数」と「購読部数」との間に大きな乖離があること（販売店に購読者のいない大量の部数が存在すること）を認識しながら、「ABC部数」を基準に、広告主に対して過大な紙面広告料を支払わせ、あるいは、折込み広告主に対し、折込み広告代理店（被告の子会社）を通じて販売店に対して過大な折込み広告料を支払わせており、組織的な詐欺行為に該当し得る。

3 内容的にも著しく不公正な取引であること

「押し紙」により、被告は、「押し紙」の仕入れ代金収入のみならず、「ABC部数」の嵩上げによる紙面広告料の増加及び社会的影響力の強化という利益を享受している。これに対し、原告は、「押し紙」の無駄な仕入れ代金負担、廃棄処分に要する労力・経費等の負担、広告主からの法的責任追及のリスク、これらの負担を余儀なくされる自身や従業員、家族を含めた関係者の精神的苦痛

など無形の損害を被っている。

販売店の大きな犠牲のもと、被告は新聞仕入代金収入の増加及びABC部数の増加による紙面広告料収入の増加等の利益を得ており、このような「押し紙」の新聞供給買契約は、内容的にも著しく不公正な契約である。

4 暴利行為であること

平成29年1月から平成30年6月までの1年6ヶ月間に原告販売店経営に必要とした必要部数は2万0736部である。それにも関わらず、被告が供給した部数（定数）は4万1040部であり、押し紙率の平均は、49.47%にも及んでいる。このように、定数の約半数は「押し紙」であり、わずか1年半の間に被告が原告から不当に得た利益は3746万0880円に及んでおり暴利行為といえる。

5 景品表示法・独禁法違反の販売方法を勧誘・誘発する要因であること

独禁法は、新聞業における不公正な取引方法として販売業者が定価を割引する行為を禁止し（平成11年告示第2項参照）、景品表示法は、販売業者の「無代紙」の提供を禁止している（公正競争規約第3条④参照）。

現実には、新聞業界においては無代紙の提供や値引き販売が相当程度行われており、「押し紙」の存在が、かかる取締法規違反の無代紙の提供や値引き販売を行うことを勧誘・誘発している。

6 営業の自由を侵害すること

新聞販売店は独立した事業者であり、本来、自店の経営に必要な部数を自由に決定する権利・自由がある。しかし、「押し紙」は注文部数の決定の自由・権利を奪う（制限する）ものであり営業の自由が大きく侵害されている。

7 地球環境破壊、資源・経費・労力・エネルギーの膨大な無駄使いであること

「押し紙」は購読者のいない廃棄処分されるだけの新聞であるため、資源・経費・労力・エネルギーの無駄使いである。

その無駄がいかに膨大なものであり地球環境すら破壊するものであることに

については、毎日新聞の元常務取締役の河内孝氏による著書「新聞社 破綻したビジネスモデル（10刷）」（甲B1。新潮社新書／平成19年（2007年）3月20日発行／96頁～100頁）の記載に顕著である（「年間17.9万トン。207億円に相当する新聞用紙が無駄に消費」、「370万トンの新聞用紙の10%が押し紙とすれば、37万トンの新聞用紙が無駄に消費」等。）

7 小結

以上のとおり、「押し紙」は、独禁法に違反し、内容においても著しく不公正な取引であること、暴利行為であること、紙面広告主や折込み広告主に対する詐欺の手段になっていること、販売店の営業の自由を侵害していること、環境を破壊し資源や経費の無駄使いであること等の上記諸事情を総合すれば、「押し紙」部分の新聞供給契約は公序良俗に反し無効と判断するのが相当である。

第5 債務不履行に基づく損害賠償請求（主位的請求原因2）

被告は原告に対し販売店契約上「押し紙」をしてはならない債務がある。

1 販売店契約書（甲Aの1）第7条（法令の遵守）

被告所定の販売店契約書の第7条は次のように（法令の遵守）の義務を定めている。

乙は（原告注：原告を指す）、本件業務の遂行に際して、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、新聞業における特定の不公正な取引方法その他の公正取引委員会告示、新聞業における景品類定提供の制限に関する公正競争規約等関係法令その他の諸法規を遵守しなければならない。

この条項は、形式上は原告ら販売店が被告に対し関係法令の遵守義務を負うことを定めた規定になっているが、発行本社である被告自身も販売店に対し同様の「法令遵守義務」を負うことを当然の前提とした規定である。何故なら、当該契約条項は、新聞販売業における不公正な取引方法を禁止した取締法規の遵守義務を確認したものであるところ、法令遵守義務が一方の販売店側だけに課せられ新聞側には課せられていないという解釈は、契約当事者の信義誠実及

び公正取引の観点からもありえない解釈だからである。

したがって、上記7条の「法令遵守義務」は当然解釈（もちろん解釈）により被告の原告に対する義務でもある。

2 独禁法が禁止する「押し紙」禁止義務は販売店契約上の義務となること

上記販売店契約書7条にいう「新聞販売業における特定の不公正な取引方法その他の公正取引委員会告示」は、第2・2で述べた平成11年告示を含むことは明らかであるから、①「注文部数」（販売業者がその経営上真に必要であるとして実際に販売している部数にいわゆる予備紙等を加えた部数）を超えて新聞を供給してはならない義務、② 販売店からの減紙の申し出を拒否してはならない義務、③自己の指示する部数を注文させて当該部数の新聞を供給してはならない義務は、被告の原告に対する販売店契約上の義務を構成している。

3 コンプライアンス委員会の設置義務

また、被告には、信義則上、新聞販売店契約に付随する義務として、原告を含む販売店から被告に対する「押し紙」問題の解決の申出の受付や解決するための機関として、社外の法律専門家等を交えたコンプライアンス委員会を設けておく義務があると解すべきである。

平成11年告示の制定以降、遅くとも3年以内には、コンプライアンス委員会は十分設置が可能であったと推認される。

4 上記各債務の不履行（義務違反）の事実

第3・2で述べたとおり、被告は平成11年告示に違反する「押し紙」をしており、上記1・2で述べた販売店契約上の「法令遵守義務」・「押し紙禁止義務」に反している。また、未だにコンプライアンス委員会を設置しておらず、上記3で述べた販売店契約の付随義務である「コンプライアンス委員会設置義務」に反している。

5 小結

以上のとおり、被告は原告に対する販売店契約上の各債務の履行を怠ってい

るため、これにより原告に与えた損害を賠償すべき債務不履行責任がある。

第6 不法行為に基づく損害賠償請求（予備的請求原因）

1 被告の侵害行為、故意・過失

被告は、原告販売店に大量の不要な残紙（購読者がいない部数）が存在することを十分認識し、そのような原告販売店の経営に不必要な部数を供給すれば多大な経済的損失を与えることを十分認識しながら、当該不要な部数を供給するという「押し紙」行為をしたものであり、かかる行為は、原告販売店の営業の自由を侵害し、また、「押し紙」仕入代金相当の経済的損失を与える侵害行為である。また、当該「押し紙」行為は、第3・2で述べたとおり、独禁法（平成11年告示）に違反する行為でもある（「押し紙」が独禁法で禁止されていることを被告が認識していることは当然である。）。

2 不法な動機

被告が「押し紙」をする目的は、販売店の利益を犠牲にしてまでも、発行部数（ABC部数）を実際の購読部数より大きくすることで社会的影響力を拡大し、広告媒体力を強化し紙面広告収入の増大を図ることにある。

3 被害の甚大性・不可逆性

原告は、本件請求にかかる1年6ヶ月間にかぎっても後述するとおり3749万4090円の損害を被っており、経営当初からの損害額は優に1億数千万を超える。この他、新聞と折り込チラシの廃棄処分のための労力的・経済的負担も大きい。また、「押し紙」が原因で廃業せざるを得なくなったもので、人生そのものが狂わされてしまったといえ、この点は最大の被害といえる。

4 小結

以上のとおり、被告が、原告販売店において大量の不要な部数が存在し、定数を維持すれば多大な損失を与えることを十分認識しながら「押し紙」を行ったこと、当該行為が独禁法に違反すること、販売店の犠牲のもとに不当・不法な利益を得る目的を有していること、原告が被った被害が甚大であることに照

らせば、被告の「押し紙」行為は社会通念上許容されない行為であることは明らかであり不法行為を構成する。

被告は、世界一の新聞発行部数を誇る国内有数の新聞社であり、独禁法の「押し紙」の禁止規定を遵守し、率先して自社の「押し紙」問題を解決すべき法的・社会的責任がある。そうであるにもかかわらず、現在に至るも「押し紙」の存在を否定し、これらを是正しない態度は強い違法性を示しているといえる。

第7 原告の損失ないし損害

被告の「押し紙」行為により、原告は（必要部数の資料が手元に残っていた平成29年1月から平成30年6月の間に限っても）「押し紙」部分の仕入代金相当額3746万0880円の損失ないし損害を被っている。

また、原告は本件訴訟を弁護士に依頼せざるを得ず、弁護士費用は請求金額の1割の374万6088円が相当である。

第8 結論

よって、原告は被告に対し、主位的に不当利得返還請求金又は債務不履行に基づく損害賠償として、予備的に不法行為に基づく損害賠償金として、請求の趣旨記載の判決を求める。

証 拠 方 法

別紙証拠説明書記載の通り

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 資格証明書 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |